

「公契約条例 骨子案」に関する市民意見募集の実施結果

	該当箇所	意見概要	市の考え方
1		那覇市・事業者・労働者の三者とも負担が少なく、上手くいくような条例が制定されることを期待します。	ご意見をふまえ、条例を制定してまいります。
2	(事業者の責務) ③ 下請負人等との契約においても、適正な労働環境の確保に努めること。	労働環境には、労働者の賃金も含まれるものなのか	労働環境には、労働者等の賃金も含まれています。
3		理念型とよばれるかたちでの条例制定と考える。市の責務の取組例として「社会情勢や市場価格等の変化に対応できる予算編成」を挙げている。これが実施できるのであれば、ちまたに言う規制型の条例である必要はないと思われる。骨子案にあるように市としても事業者としても適正価格の算定に努める必要がある。どの業界にとっても人材を確保することに苦慮している状況であるため適正価格は必要と思われる。	条例の制定趣旨にのっとり、適正な価格の算定が実施できるよう、市内部や事業者等への周知に取り組んでまいります。
4	(市の責務)	労働者から事業者へ意見を言うのは難しい。条例制定により那覇市から事業者へ関与していくことを盛り込むことができないか	本条例の趣旨は、事業者への指導や罰則等を行うことではなく、労働者等の適正な労働環境を確保することにあります。そのため、アンケート調査により事業者等の実態把握及び結果を反映させた施策を実施することにより、事業者等が適正な労働環境を整備できるような環境整備を行っていく予定です。
5		市の責務を果たすための方法は取組例に挙げるものやアンケート等による調査ということか。	ご意見のとおり、市は責務を果たすための取組を実施し、またアンケート調査によってその実効性を把握し、施策に反映させていくものとします。
6		条例制定により事業者としての責務を達成できない場合、不利益を被ることはあるのか。公契約審議会は責務達成可否を判断するようなものか。	事業者は公契約を適正に履行するとともに、市の施策に協力するようお願いしていきます。公契約審議会は未達成事業者に罰則等を与えるために責任達成可否を判断するものではなく、公契約において、より良い労働環境や適正な履行が確保できるような施策を検討するために、第三者の意見を聴取する附属機関として設置いたします。
7		那覇市と契約を締結する事業者は対等であることを明記してはどうか。 (契約は双方対等であるのは前提であるはずだが、市側からのお願いを事業者は断りにくい印象がある。市の職員としては、お願いしたい気持ちがあるのはわかるけど・・・)	契約締結において那覇市と事業者が対等であることは、民法の一般原則であり、労働基準法や労働契約法においてその主旨が示されていることから、本条例では明記はしない予定です。ただし、庁内等には、その共通認識をもとに業務を遂行するよう、周知してまいります。
8	(事業者の責務) ②下請負人及び再委託先(以下、「下請負人等」という)を選定するときは、地域経済の健全な発展に配慮する。	事業者の責務については、「事業者の責務を果たすための取組例」に具体的な記載があるが、「地域経済の健全な発展に配慮する」という表現では、事業者が具体的にどう取り組んでよいかのかわかりにくいのではないかと。取組例として記載されている事項(例えば、「誠実な契約履行及び適正な労働環境の確保に必要な金額での見積及び応札を行う」等)を条例自体に明記すべきではないか。	該当箇所については、条例では包括的な内容とさせていただき、事業者の皆様には手引等において分かりやすい例示を行う等の対応をさせていただきたいと考えています。